**博士論文のインターネット公表確認書**

　　年　　月　　日

名古屋大学大学院　　医学系研究科長　殿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 学位の区分 | 　　　課程 ・ 論文 | 学位の種類 | 博士（　　　医学　　　） |
| 学位授与予 定 日 | 　　年　　月　　日 | 学位記番号 | ※記入不要 |
| ふりがな氏　　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞（自署の場合は不要） |
| 学位取得**後**の連絡先 | 住所：〒電話：携帯：Email： |

* 博士学位授与後に論文全体をインターネット利用により公表することについて，裏面の選択肢（【全文の公表が可能】，【全文の公表の保留を希望】，【要約の公表を希望】（全文の公表ができない場合））のいずれかの□にレ点チェックの上，博士学位授与申請に併せて提出してください。

＜留意事項＞

1. 審査を行った研究科がやむを得ない事由があると認めた場合は，博士論文の全　　　　　　　　　　　文に代えてその内容を要約したものを名古屋大学学術機関リポジトリの利用により公表することになります。

　　なお，出版刊行や学術ジャーナル等への掲載により公表に制約がかかる場合にあっては，公表が制約される時期が経過後に博士論文の全文を公表することになります。

1. 博士論文の全文をインターネットで公表しない場合，又は，一定の期間を非公開　　　　　　とする場合であっても閲覧に供する必要があります。本学では，博士論文の電子データをもって本学附属図書館窓口にて閲覧に供することになります。

また，国立国会図書館でも利用に供されます。

③　学術ジャーナルへの掲載又は出版刊行等のため，インターネットでの公表に際し著作権処理が必要になる場合は，各自，適切に処理してください。

**□**【**全文の公表が可能】**

提出した博士論文（全文）について，公表することに問題はありません。

※　全文の公表にあたり，出版社等から，例えば論文の体裁を変更する等の条件の指定がある場合は，その内容が分かる書類を併せて提出してください。

**□**【**全文の公表の保留を希望】　※** 保留期間中は要約を公表

提出した博士論文（全文）について，下記事由のため，インターネット公表の保留を希望し，保留期間中は要約を公表します。なお，下記事由の消滅等に伴う所定の届出書（様式：**別紙７**）については，自動的に公表となる場合を除き必ず提出いたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 事　　　　　　　　　　由 | 様式：**別紙７**の提出時期 |
| □図書出版 | □出版済み。出版社の著作権ポリシーを確認した結果，(　　　 年　 月　 日)まで公表することができない。 | 提出不要・自動的に公表 |
| □出版予定(　　　　年　　月予定)で，出版社の著作権ポリシーを確認した結果，(出版後・　　　 年　 月　 日)まで公表することができない。 | 公表可能日（直後） |
| □出版予定(　　　　年　　月予定)で，出版社の著作権ポリシーを確認することができない。 | 出版予定日又は出版日（直後） |
| □学術ジャーナル等への掲載 | □掲載済み。出版社等の著作権ポリシーを確認した結果，(　　　 年　 月 　日)まで公表することができない。 | 提出不要・自動的に公表 |
| □掲載予定(　　　　年　　月予定)で，出版社等の著作権ポリシーを確認した結果，(掲載後・　　 　年 　月　 日)まで公表することができない。 | 公表可能日（直後） |
| □掲載予定(　　　　年　　月予定)で，出版社等の著作権ポリシーを確認することができない。 | 掲載予定日又は掲載日（直後） |
| □特許・実用新案出願 | □特許出願予定又は審査中（出願公開前）出願（予定）：　　　　年　　月 | 出願公開日（直後） |
| □実用新案出願予定又は審査中出願（予定）：　　　　年　　月 | 登録日（直後） |
| □その他 | （具体的な事由を記載） | 事由の消滅日 |

**□**【**要約の公表を希望】**（全文の公表ができない場合）

提出した博士論文（全文）について，下記事由のため，インターネット公表はできませんので，要約での公表を希望します。

|  |
| --- |
| （具体的な事由を記載してください） |

（記入例）・図書出版や学術ジャーナル等への掲載において，出版社等の著作権ポリシーを確認した結果，全文での公表ができない。(出版社等の著作権ポリシーを明記した書類の添付が必要)

・博士論文が立体形状による表現等を含むためインターネットでの公表ができない。

・秘匿すべき情報を含む又は公表することで重大な支障をきたす恐れがあるため。